

令和4.5.17 参・法務委員会 山添拓議員（共産）

問2 事件処理システムNAVIUSの不具合とその対応

（答）

- 裁判事務支援システム（通称NAVIUS）は、高等裁判所の刑事事件、簡易裁判所の民事事件及び刑事事件並びに家庭裁判所の少年事件等を対象に、事件の進行管理等を行うシステムであり、全国の裁判所で使用されている。

昨年9月27日、サーバの通信機器の挙動不良により、本システムの処理速度が極端に遅くなり、職員端末からの通信量が一定量に達すると処理が滞留するという不具合が発生した。

その後は、（外部機関から照会がある一部の事件類型に限って本システムの利用を続けながら、システム復旧に必要な措置を講じた上で、）段階的に本システムの利用を再開し、本年1月4日に本格復旧した。

- このように、本格復旧までに相当な期間を要したが、その間の対応として、旧システムの暫定利用や記録を直接参照するなどの代替策を講じて、裁判所職員にお

いて、裁判所利用者からの問合せ対応等を行った。

その間、裁判所職員の対応により、事件処理に直接的な影響はなかったと考えているが、裁判所利用者の皆様には問合せに一定の時間を要するなど、ご迷惑をお掛けしたところもあったと思われ、深くお詫び申し上げる。

- (○ また、今回の件では、裁判所職員に多くの労力を掛けたことについても重く受け止めており、このような経験を踏まえて、今後のシステム運用等に生かして参りたい。)
- 現在、本システムは安定的に稼働しており、引き続き安定稼働に努めていきたい。

<参考> 裁判事務支援システム（NAVIUS）の概要について（別紙）

(更問) 今後の民事訴訟ＩＴ化への影響を問われた場合

(答)

- 今回の民事訴訟法の改正を踏まえ、民事訴訟手続のＩＴ化に向けたシステム構築等をする必要があるところ、訴訟記録の全面電子化に対応するシステムは、(本システムとは異なり) 弁護士等を始め国民の皆様に開かれたシステムとなるため、同様の不具合が生じることのないよう、また、不具合が生じても速やかに復旧できるよう、最高裁として今回の経験をしっかりと受け止めて、今後の糧としていく必要があるものと考えている。

裁判事務支援システム（NAVIUS）の概要

1 対象業務範囲

(1) 高等裁判所

高等裁判所を第一審とする刑事事件、地方裁判所及び簡易裁判所を第一審とする事件の控訴審である刑事事件を対象とする。

(2) 家庭裁判所

家庭裁判所で取り扱う少年事件を対象とする。

(3) 簡易裁判所

簡易裁判所で取り扱う民事事件、支払督促事件、刑事事件を対象とする。

2 対象となる裁判所

(1) 高等裁判所 14 庁

(2) 家庭裁判所 15·2 庁

(3) 簡易裁判所 438 庁

3 事件種別ごとの想定利用者数

(1) 高裁・簡裁刑事事件ユーザ数 約2,600人

(2) 少年事件ユーザ数 約1,500人

(3) 簡裁民事事件ユーザ数 約6,000人

(4) 督促事件ユーザ数 約1,200人